

○川田龍平君 これは、厚生省としてはどう考えるのかということなんです。是非お答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(新村和哉君) どういう診断を行っている、そして、どういう手術、患者さんに対して手術を行うかということは、その医師の医学的な判断に基づいてございませう。

そして、この甲状腺検査の結果で一定の所見が見られた方について、医師がその医学的な判断に基づいて診療を行ったということ、そのように認識しております。そういう意味で、過剰診断であつたとか、そういうような評価は差し控えるということでございます。

○川田龍平君 ということは、過剰診断ではなかつたということでしょうか。

○政府参考人(新村和哉君) 医学的な判断に基づく臨床現場の診療行為でございますので、行政の立場として、個々の診療について過剰かどうかという判断をすること自体差し控えたいということを考えております。

○川田龍平君 しっかり答弁いただきたいと思ひますが、これは非、永岡副大臣、北茨城市が北茨城市として独自にこういう調査も行って、今やっております。これは福島県だけの問題では実はありません。県民健康調査ということで、福島県が県として国の基金でもってこの健康調査をやっておりますが、栃木県であったり茨城県の人たちも実はやっております。しかし、県レベルでは上は上がっております。しかし、県レベルでは、風評被害を気にしてか、こういうことはやらないということになってしまつています。でも、実際ここに生活をしている人たちにとつては、ホットスポットの問題など、本当にこういった問題がまだ全く解決しているわけではありませぬ。これからです。

特に、健康への影響というのは、直ちに健康への影響はございませんという言葉を何度も聞きましていただいても、直ちにということであつて、これから起こるかもしれない健康被害について早期に

発見をして早期に治療をする、そして、その責任においてしっかりとこれは国がやるということ、これは因果関係その他もろもろを裁判で争うのを待っていたら助かりませぬ。

是非、これは国として、厚生省としても、環境省任せではなく、しっかりとやっていたらどうか最後にお願いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

先日の名古屋の地方公聴会で、三菱電機製作所の派遣切り裁判で最高裁まで闘つて勝訴した元派遣労働者からお話を聞きました。

二〇〇八年に派遣切りに遭つて一心中まで考えたけれども、娘さんのことを考えて、使い捨てを許さないと裁判に訴えた。最高裁を経て、三菱電機の偽装請負、労働者派遣法違反の判決確定したんですが、判決では、違反に対しては厚生労働大臣による警告や公表の是正措置が講じられるということ、改めて愛知労働局に調査を求められたわけなんです。しかし、愛知労働局の今年三月の回答は、違法行為は認定できなかった、指導、助言を行ったということにとどまりました。

労働者が氏名を明かして申告するというのはこれは大変な勇気が要するんですが、それが現場の労働局、労働基準監督署にしっかりと受け止められていない、役割が果たされていないと思ひます。

まず、厚生省に聞きますが、一般論ですが、労働基準監督官が労働者の相談や申告などに基づいて事業場に監督指導に入る場合は、決裁は誰がやるんでしようか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 基本的には各署で対応しておりますので、最終的には署長と相談して対応していくということでございます。

○小池晃君 愛知労働局では、監督対象事業場の事前報告についてという愛知労働局労働基準部長の通達が出されております。

私、厚生省にこれ調査してくれと求めたんです、そのような通達は存在しませんでしたか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 先生からの御指摘を受けて愛知労働局に確認したところ、大企業に対して監督をする際に、局に報告するようにというようなことをしているということにつきまして把握しております。

○小池晃君 非常に聞き取りにくいんですけど、これ、私は文書を出してくれと言つたんですけれども、いまだに文書を持ってこないんです、厚生省は。

私も独自にこの文書を手に入れました。これ平成二十五年六月二十五日、発出は愛知労働局労働基準部長、発出先は各労働基準署長です。今ちょっとおっしゃいましたけれども、こう書いてあるんです。おむね一千人以上の事業場又は愛知県内に本社を置く企業規模がおおむね三千人以上の事業場に対し監督指導を実施する場合、対象が発生した場合、速やかに事業場名、監督予定日、理由等を労働局まで報告することとされております。

先ほど、一般に、監督官は署長の決裁によつて事業場に監督に入れるということでしたが、しかし、この文書によれば、愛知労働局では大企業に限つて県労働局基準部長の承認が必要だということなんです。大企業の臨検は事前に報告を求め、これは厚生省の方針ですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 労働基準法上は、労働局長は監督署長へのいんげん意味での監督、調整権限はあります。しかしながら、大企業だからといって署が局に承認を求めたり報告するということについて、厚生労働省本省としてそういう方針を持っているということはございません。

○小池晃君 こうした通達出している労働局は、愛知以外にありますか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 確認した範囲内では、愛知労働局だけではないかというふうに考えております。

○小池晃君 この文書には、十年間秘密扱いと書いてある。何でこんな文書をマル秘扱いする必要あるんですか。これ、おかしいじゃないですか。

この文書手に入れているはずですから、これは十年間秘密扱いだということを御存じのほうです。こんなことが許されるんですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 監督指導方針全体のうちの一部分というふうな思つておりますが、どういう産業、どういう業種をターゲットにしている等々、余り、その監督方針を明らかにすることによって企業の側が臨検監督に備えるということもありませんので、我々、大きな方針は示しておりますが、具体的なことにしましては外に出さない形で監督方針を指示している。企業との関わりの中で、やはり我々としては、各企業がどういう実態にあるか、これをしっかりと見なきゃいけないというふうな思つておりますので、そういう全体の中で外に出さない通達ということにしていることでございます。

○小池晃君 おかしいでしょう。だって、何で大企業だけ事前報告求めるんですか。しかも、それ、何でマル秘扱いするんですか。

結局、これどうなつていくかという、愛知労働局の定期監督の実施件数は、平成二十三年、二十四年、七千件台あったのが、通達の出た二十五年度は六千八百八十五件、二十六年度は五千三百九十五件、二二%も減つています。労働者派遣事業の指導監督の是正指導率、五%減つています。事前検閲、事前承認ですよ、これ。その効果がはつきり出てきていないと思ひますか。

私、大臣、これおかしいと思ひますよ。何で大企業だけ事前報告求めるんですか。しかも、マル秘ですよ、マル秘通達。こんなもの出してたら、結局、大臣、これ、大企業の臨検指導には手心を加えているというふうに見られたら仕方ないんじゃないですか。大臣、この通達を適切なものだと思いますか。労働行政の公平性に疑念を持たれる、そういうやり方ではありませんか。

○国務大臣(塩崎恭久君) まず第一に、厚生労働省において、今先生が御指摘になつたように、大企業だからというふうなことで労働基準監督署による監督指導を控えるというふうなことはあり得

ないことであつて、むしろ企業全体で適正な労務管理を図っていただくように指導をきっちり行うのが労働基準監督署の責務だというふうに思うわけでございます。

先ほどお話がございましたけれども、愛知だけでやっているのはなぜだ、私も正直そう思いました。それが、そのことについては、一つは、大企業は幾つもの事業場を、つまり工場とか本社とかいろいろな形で持っていて、大企業に対する指導内容が愛知労働局内の労働基準監督署の間でばらばらであつてはならないということで、組織的な改善を図る観点から実施されたものだというふうに私は理解をしております。

○小池晃君 そんなのおかしいでしょう。そんな、基準監督署の指導が違つちやいけないのは中小企業だつて同じですよ。大企業だけ何でこんなことやるんだ。これ、どう考えたつて、やっぱり大臣、これやめさせるべきですよ。だって、あり得ないつて言つたじゃないですか。あり得ないんだつたらやめさせてください。

○政府参考人(岡崎淳一君) 出した当初はそういう意図ではなかったとは聞いておりますが、先生活御指摘のように、企業規模によつて差を付けているという疑念を持たれるとすると、それは我々の意図するところではありませんが、そこそころについては、むしろ企業規模にかかわらずしっかりと監督指導すると、そういう観点から愛知労働局を指導したいというふうに考えております。

○小池晃君 こんな撤回させなきゃ駄目ですよ。大臣、すぐやめさせる、どうですか。すぐやめさせなきゃ駄目ですよ。

○国務大臣(塩崎恭久君) さつき局長からも答弁申し上げたように、大企業だからといって労働基準監督署による監督指導を控えるとか、あるいは少し、何というか、バランスを取るのか、何かいろいろんなようなことを考えるというのとはやっぱりおかしな話でありますので、今言つたように、このようないことはやめるようにしたいというふうに思っています。

○小池晃君 この通達出されたときの平成二十五年の愛知労働局長は誰ですか。

○政府参考人(岡崎淳一君) 新事務局長だということに理解しております。

○小池晃君 新宅友穂さん、今何をやっていきますか。調べるように言つてあるじゃない。

○政府参考人(岡崎淳一君) 再就職の届出が出ておりました、一般社団法人日本生産技能労務協会に再就職しているというふうに理解しております。

○小池晃君 日本生産技能労務協会の今専務理事ですよ。労働者派遣法を審議した労政審にオブザーバー参加して、さんざん派遣業界の意見を言つた団体ですよ。今、その専務ですよ。労働官僚として在職中は、こんな疑念を持たれるような、大企業に便宜図っているんじゃないかと思われるような通達出している、退職したら業界団体の専務に天下りしている。そして、労政審に出てきて、代表を送つて、業界団体の利益代表になつて意見を述べて、要求どおりの派遣法を提案させた。

大臣、まるで越後屋の世界じゃないですか、これは。こんなことを許していいんですか。これが今の労働行政の実態じゃないですか、どうですか。こんな天下り許していいんですか。辞めさせなさい、直ちにこんな人は。指導すべきですよ、これは。

○国務大臣(塩崎恭久君) 先ほど申し上げたように、私は今、再就職の話は初めて聞きましたが、申し上げたように、愛知県内の労働基準監督署の間でばらばらなことをやつたら困るという観点からやつたものだとして理解しておりますが、しかし、今申し上げたように、こんなことをやっているのは愛知県だけです。それを、言つてみれば、もうやめるといふことは申し上げたところでありませぬ。

その天下り、いや、再就職のことについて先生がおっしゃっているのは、今申し上げたようなことをやっている者が行くのがまたおかしいということでありませぬから、そもそもそういう意図を持ってやつていたわけではないし、厚生労働省としては大企業だからどうのこうのというようなことで方針が変わるようなことはないということをおし上げていくわけでありませぬ。

○小池晃君 これおかしいですよ。どう見たつておかしいですよ、この経過。こういう人を、こんな団体、ここで、労政審にも呼んでるんですよ。きちつとこれ、大臣、この日本生産技能労務協会に対して指導すべきじゃないですか。この人、専務辞めさせるべきですよ、どうですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 少なくとも、先ほど申し上げたように、この者がこの通知を出したの理由、今さつき私が御説明申し上げたとおりの理由で出したものでありますので、また、かたがた辞めるといふような命令を出すような立場に私はなっていないと思つております。

○小池晃君 これ言うべきだと思つてますね、私。こんなことをのさばらせておいて、労働行政は公平にやっています、労働者の立場でやっています、ちゃんちゃらおかしいという話になりますよ、誰が見たつてこれは。これ、やっぱりきちつとけじめ付けるべきですよ。

改めて、何か派遣法は衆議院でまだ採決されてないようですから、もう本当にこれ廃案に最後まで頑張つてしなさいけないというふうに思いますけど、このやつぱり人事はおかしいということを改めて申し上げたいと思つております。

ちよつと介護報酬の問題に行きますが、総額マナス報酬で大変なことになってるんですけれども、デイサービス、認知症グループホームについても、これ基本報酬を大幅に下げられて非常に大変な事態になっております。通所介護は一日当たり五十単位、認知症グループホーム一日当たり五十単位削減、いろいろ加算付けられたけれども、やっぱりこれ大変だという声が上がつております。地域の小規模なデイサービスというのは、厚労省が唱える地域包括ケアの中で重要な役割を果たしています。認知症グループホームは、新オレン

ジプランで認知症ケアの拠点というふうに位置付けられています。

大臣、これはやつぱりこうした事業所の経営が成り立たないということになると、厚労省が進める政策にも支障を来すと思う。やつぱりしっかりと支える方向で考えていくべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(塩崎恭久君) 今回の介護報酬の改定の際にも、認知症の方とか中重度の要介護者について、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにということで介護報酬の改定を二十七年度行わせていただきましたし、それから、小規模事業所を含めて認知症高齢者などを多く受け入れる事業所の取組を評価しているところでございます。

今先生からお話がありましたように、認知症対策はこれからますますもつて重要になってくるわけ、だからこそ新オレンジプランも私も策定させていただいたわけでございますので、認知症の方々に対する介護につきましてもはしっかりと目を配つていきたいというふうに考えております。

○小池晃君 居宅介護支援費の特定事業所集中減算の対象を拡大している問題、もう一つ指摘をしたいと思つております。

これは、元々困り込みをなくすということで、ケアマネジメントによる特定事業所への集中が九割超える場合、マイナス二百単位の減算するという仕組みでした。これを今年の報酬改定で八〇％に引き下げて、なおかつ、全ての居宅介護サービスに、医療系サービスも含めて広げたわけですよ。これで矛盾が起こつていまして。